

公立の小中学校に在学し、就学のために経済的な援助を必要とする児童生徒の保護者の方に、学用品費や給食費などの一部を援助します。

▼対象者

- 生活保護法に定める教育扶助の廃止又は停止をされた方
- 町民税を非課税・減免された方
- 個人の事業税を減免された方
- 固定資産税を減免された方
- 国民年金の保険料を減免された方
- 国民健康保険料を減免・徴収猶予された方
- 児童扶養手当の支給を受けた方
- 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた方
- その他経済的理由により就学が困難な方

▼援助内容

給食費、学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費の一部を援助

▼申請手続

4月3日(月)から役場3階9番窓口学校教育課学校教育グループで申請書を配布します。必要事項を記入し、証明書類を添えて提出してください。

▼受付期間

4月3日(月)から6月30日(金)まで。

※受付期間を過ぎても申請できますが、援助は申請日の翌月分からとなります。

▼問合せ

学校教育課学校教育グループ

☎28・2211

税金などの特別徴収

令和5年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の仮徴収額を、4月、6月、8月に支給される公的年金から天引き(特別徴収)します。

特別徴収(仮徴収)対象者

①令和5年2月に特別徴収(年金からの天引き)で納めている方(世帯)

令和5年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額及び保険料額と同じ額を、特別徴収(仮徴収)として4月、6月、8月の年金から天引きします。ただし、住民税については、原則として令和4年度に年金から天引きされた年税額の半額を、4月、6月、8月の3回に分けて天引きします。

※令和5年4月から令和6年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収(納付書または口座振替で納付)に変わります。

※通知書は、日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、令和5年2月に特別徴収した保険料額と、6月、8月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。)

②令和5年4月から8月までの間に、新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方(世帯)

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方はいません。	①世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯 ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯 ③世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	①令和5年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	①令和5年2月1日までに介護保険の第1号被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方
▶問合せ 税務課課税グループ ☎28・2434	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ ☎28・0917	▶問合せ 保険課介護グループ ☎28・0100	

※対象の方(世帯)には、仮徴収額決定通知書を送付します。

※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。